

和歌山県地域福祉推進計画改定版（案）に対する県民意見募集（パブリックコメント）の結果とそれに対する県の考え方

意見募集期間：令和7年2月14日（金）～令和7年3月17日（月）正午まで

募集結果： 2団体 8件

| 意見No. | 該当項目 | 御意見の要旨 | 県の考え方 |
|-------|---|--|---|
| 1 | 第4章 和歌山県の施策展開 1 包括的な支援体制の構築推進 (1) 市町村における包括的な支援体制の構築推進 ④地域住民等による主体的な地域福祉活動の財源 32ページ | 募金運動をより実効性の高いものとするため、「関係機関との連携」が不可欠であることから、以下のとおり下線部を追記してほしい。 「県としては、地域福祉推進を目的とする共同募金運動を活性化させるため、どのような形で役立っているのか、 <u>社会福祉法人和歌山県共同募金会や市町村共同募金委員会等と連携し、寄付者が実感できるように周知に努めます。</u> 」 | ご意見のとおり、当該箇所を追記します。 |
| 2 | 第4章 和歌山県の施策展開 1 包括的な支援体制の構築の推進 (2) 住民、地域で活動する多様な組織、行政の役割 自治会、自主防災組織 37ページ | さまざまな理由で自治会に加入していない人が置き去りにされないよう、記載してほしい。 | 本計画の理念として、誰もが人権を尊重され、地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加でき誰もが役割を持ち、互いに支え合うことができる「地域共生社会」の実現を推進することとしています。その理念に基づき、支援を必要としている住民を漏れなく把握し、適切な支援へつなげる支え合いの仕組みを作ること等を施策の方向性としており、その中には自治会に加入していない人も含まれています。 |
| 3 | 第4章 和歌山県の施策展開 2 互いに支え合う地域づくり (2) 地域福祉施策推進 ⑤高齢者・障害のある人、児童に対する虐待防止 49ページ | 「関係機関が連携して・・・」と記載があるが、市町村で策定・改定される際には、具体的な関係機関を記されるよう指導してもらいたい。 | 本計画では、虐待防止に限らず、様々な分野において関係機関の連携を重要視しています。市町村地域福祉計画の記載については、地域の実状に応じた支援体制の内容が反映されるよう、改定される市町村に対して、県として助言を行います。 |

和歌山県地域福祉推進計画改定版（案）に対する県民意見募集（パブリックコメント）の結果とそれに対する県の考え方

意見募集期間：令和7年2月14日（金）～令和7年3月17日（月）正午まで

募集結果： 2団体 8件

| 意見No. | 該当項目 | 御意見の要旨 | 県の考え方 |
|-------|---|--|--|
| 4 | 第4章 和歌山県の施策展開 5 災害にも強い地域づくり (5) 円滑な避難所運営の強化 56ページ | 避難所における女性や子どもへの性被害が多いことを計画に触れてほしい。また、運営マニュアルなどの作成時に防止策やトイレの配置、女性や子どもの避難場所、死角になりそうな場所への立ち入り禁止などをしっかり明記されるよう市町村に指導してもらいたい。 | 当該項目にある「必要な配慮」には防犯対策をはじめ、危険箇所への対応、衛生管理、風呂、感染症対策、トイレ、福祉スペースの設置等の様々な観点が含まれております。 市町村避難所運営マニュアル作成モデルでは、女性、子ども、高齢者、障害のある人等への犯罪に対する対策等が盛り込まれております。引き続き、当該モデルの内容が市町村の策定する避難所運営マニュアルに反映されるよう、働きかけてまいります。 |
| 5 | 第6章 市町村地域福祉計画の策定支援 1 計画策定の基本的留意事項 (3) 人権を尊重した地域福祉計画の策定 62ページ | 「人権に関する法律」と記載があるが、2024年4月から「和歌山県パートナーシップ制度」、2025年度4月から「和歌山県子ども計画」が導入されたので、「・・・外国人等」のあとにLGBTQ当事者のことを記載するべきではないか。 | ご意見のとおり、当該箇所に「性的少数者」を追記します。 |
| 6 | 第6章 市町村地域福祉計画の策定支援 1 計画策定の基本的留意事項 (7) 地域資源の活用 63ページ | 社会福祉施設等の括弧（ ）内に、老人憩いの家や福祉館も追記されたい。 | ご意見のとおり、当該箇所に追記します。 |

和歌山県地域福祉推進計画改定版（案）に対する県民意見募集（パブリックコメント）の結果とそれに対する県の考え方

意見募集期間：令和7年2月14日（金）～令和7年3月17日（月）正午まで

募集結果： 2団体 8件

| 意見No. | 該当項目 | 御意見の要旨 | 県の考え方 |
|-------|------|--|---|
| 7 | 全般 | <p>地域福祉計画は、こどもに関わる人が多いので、教育委員会との連携を記されたい。また、障害者・児の両方を記されたい。</p> <p>「和歌山県こども計画」にも記されていますが、こども食堂の重要性をふまえ、教育委員会との連携を記されるべきではないでしょうか。</p> <p>また、和歌山県子ども会連絡協議会の役割も大きい（こどもたちは、防災や減災、地域での役割をしっかりと学んでいる）ので、具体的な項目に記されたい。</p> | <p>計画の概要において、「福祉の分野だけでなく、産業、労働、教育、住宅、防災等の様々な分野との連携」と記載しており、その中の教育分野での連携の相手方として教育委員会を想定しております。</p> <p>また、障害児と障害者を含めて「障害のある人」と記載しています。</p> <p>なお、本計画は、福祉分野の総合計画という位置付けであり、具体的な事業については、「和歌山県こども計画」や「わかやま長寿プラン」、「紀の国障害者プラン」等の個別の計画に基づき、それぞれの分野で取り組んでいることから原案のとおりとします。</p> |
| 8 | 全般 | <p>県社会福祉審議会地域福祉専門分科会の委員としてLGBTQ当事者や防災士、女性、こども、障害のある人の当事者の参画を。</p> | <p>県社会福祉審議会地域福祉専門分科会の委員については、その時々の課題に応じた関係団体から就任いただいております。次期改選の際においても社会情勢の変化や必要な課題を把握し、それぞれの課題に応じた委員就任の依頼を行ってまいります。</p> |